

9 申請書等の作成

鉛筆、シャープペンシル、消しゴムでインクが消えるタイプのボールペンで記入した申請書等や確認資料は不可

※事実と異なる内容の申請・届出をした場合、許可の取消処分や、刑事罰の対象となることがあります。内容をよく確認した上で作成してください。

○ 建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 3 年 11 月 1 日

登記上と事実上の本店（主たる営業所）が異なる場合は、所在地を二段書きする
（登記上）○○○
（事実上）○○○
個人の場合、住民票上の住所が登記上の住所となる
◎ その他の書類には、事実上の所在地のみ記入する

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
埼玉県 知事 殿

枠内は記入しない

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
(株)スズキ建設
代表取締役 鈴木太郎

行政庁側記入欄

大臣 知事 コード

許可年月日

許可番号 01 国土交通大臣 知事 許可 (一般) 第 5 号 令和 11 年 13 月 15 日

申請の区分 02 (1.新規 4.業種追加 7.般・特新規+更新
2.許可換え新規 5.更新 8.業種追加+更新
3.般・特新規 6.般・特新規+業種追加 9.般・特新規+業種追加+更新)

申請年月日 03 令和 3 年 5 月 7 日

許可の有効期間の調整 4 (1.する 2.しない)

申請時に複数ある許可日を一つにまとめる場合は「[]」

申請時に複数ある許可日を一つにまとめる場合は「1」、それ以外は「2」

許可を受けようとする建設業

申請時において既に許可を受けている建設業

商号又は名称のフリガナ

登記上の記載のとおり記入

商号又は名称

登記(住民票)上の記載のとおり記入

代表者又は個人の氏名のフリガナ

代表者又は個人の氏名

主たる営業所の所在地市区町村コード

主たる営業所の所在地

表8 市区町村コード

郵便番号

大字・字名は不要

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 銅 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

1. 一般
2. 特定

スズキケンセツ

(株)スズキ建設

スズキタロウ

鈴木 太郎

埼玉県

さいたま市浦和区

高砂 3-1-5-1

048-123-4567

支配人の氏名

個人事業主で支配人を置く場合に記入

登記上の所在地と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入

左詰め

登記上の所在地と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入

大字・字名は不要

左詰め

13ケタの法人番号を記入

法人又は個人の別

	1	3	1
			3

(1. 法人)
2. 個人

兼業の有無

	1	4	1
			3

(1. 有)
2. 無

資本金額又は出資総額

4	5					5	0	0	0

(千円)

建設業以外に行っている営業の種類

右詰め

法人番号

13	15					20				25		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

建設資材販売

建設業以外に行っている営業の種類
→ 建設資材販売

許可換えの区分 ☐ 1 ☐ 5 ☐ 3 (1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)

許可換え申請の場合のみ記入

大臣知事コード 表7 大臣・都道府県コード

旧許可番号 ☐ 1 ☐ 6 ☐ 3 ☐ 3 国土交通大臣知事許可(一般)第 ☐ 5 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 号 令和 ☐ 11 ☐ 年 ☐ 13 ☐ 月 ☐ 15 ☐ 日

複数の許可を受けている場合は、最も古い許可の年月日を記入

旧許可年月日

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

連絡先 (株)スズキ建設

所属等 総務部 氏名 佐々木 健 電話番号 担当者の連絡先

ファックス番号 担当者の連絡先

様式第一号

記載要領

- 1 「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、「国土交通大臣 知事」及び「一般 特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 6 04「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。
- なお、更新の申請の場合は、04「許可を受けようとする建設業」の欄及び05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
- 8 06「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 9 07「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例) (株) A建設 (有) ()

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 10 08「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- 11 09「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12 10「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 13 11「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えばAがB211113のように記入すること。
- 14 12のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば031525318111111のように左詰めで記入すること。
- 15 13「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
- 「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

様式第一号

- 16 [1][5]「許可換えの区分」の欄並びに[1][6]「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「旧許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば[0][0][1][2][3][4]又は[0][1]月[0][1]日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

表 7 大臣・都道府県コード

00	国土交通大臣	10	群馬県	20	長野県	30	和歌山県	40	福岡県
01	北海道	11	埼玉県	21	岐阜県	31	鳥取県	41	佐賀県
02	青森県	12	千葉県	22	静岡県	32	島根県	42	長崎県
03	岩手県	13	東京都	23	愛知県	33	岡山県	43	熊本県
04	宮城県	14	神奈川県	24	三重県	34	広島県	44	大分県
05	秋田県	15	新潟県	25	滋賀県	35	山口県	45	宮崎県
06	山形県	16	富山県	26	京都府	36	徳島県	46	鹿児島県
07	福島県	17	石川県	27	大阪府	37	香川県	47	沖縄県
08	茨城県	18	福井県	28	兵庫県	38	愛媛県		
09	栃木県	19	山梨県	29	奈良県	39	高知県		

表 8 市区町村コード

コード	市 町 村 名	コード	市 町 村 名	コード	市 町 村 名
11101	さいたま市西区	11224	戸 田 市	(比 企 郡)	
11102	さいたま市北区	11225	入 間 市	11341	滑 川 町
11103	さいたま市大宮区	11227	朝 霞 市	11342	嵐 山 町
11104	さいたま市見沼区	11228	志 木 市	11343	小 川 町
11105	さいたま市中央区	11229	和 光 市	11346	川 島 町
11106	さいたま市桜区	11230	新 座 市	11347	吉 見 町
11107	さいたま市浦和区	11231	桶 川 市	11348	鳩 山 町
11108	さいたま市南区	11232	久 喜 市	11349	と き が わ 町
11109	さいたま市緑区	11233	北 本 市	(秩 父 郡)	
11110	さいたま市岩槻区	11234	八 潮 市	11361	横 瀬 町
11201	川 越 市	11235	富 士 見 市	11362	皆 野 町
11202	熊 谷 市	11237	三 郷 市	11363	長 瀬 町
11203	川 口 市	11238	蓮 田 市	11365	小 鹿 野 町
11206	行 田 市	11239	坂 戸 市	11369	東 秩 父 村
11207	秩 父 市	11240	幸 手 市	(児 玉 郡)	
11208	所 沢 市	11241	鶴 ケ 島 市	11381	美 里 町
11209	飯 能 市	11242	日 高 市	11383	神 川 町
11210	加 須 市	11243	吉 川 市	11385	上 里 町
11211	本 庄 市	11245	ふ じ み 野 市	(大 里 郡)	
11212	東 松 山 市	11246	白 岡 市	11408	寄 居 町
11214	春 日 部 市			(南 埼 玉 郡)	
11215	狭 山 市			11442	宮 代 町
11216	羽 生 市				
11217	鴻 巣 市	(北 足 立 郡)			
11218	深 谷 市	11301	伊 奈 町	(北 葛 飾 郡)	
11219	上 尾 市	(入 間 郡)		11464	杉 戸 町
11221	草 加 市	11324	三 芳 町	11465	松 伏 町
11222	越 谷 市	11326	毛 呂 山 町		
11223	蕨 市	11327	越 生 町		

個人事業主の場合は不要

○ 役 員 等 の 一 覧 表

令和 3 年 11 月 1 日

[illegible]

- 1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

○ 營業所一覽表（新規許可等）

行政庁側記入欄

区 分 ^項^番³

大臣
知事

許可番号 ^項^番³

国土交通大臣
知事 許可（般特）第¹⁰号

許可年月日 令和¹¹年¹³月¹⁵日

主たる営業所の名称については他に記入する書類(「営業所一覧表(更新)」「専任技術者一覧表」「使用人数」「専任技術者証明書」「健康保険等の加入状況」と統一する

[illegible]

従たる営業所がない(主たる営業所のみ)場合、余白に「該当なし」と記入

(従たる営業所)

フリガナ トダエイギョウシヨ

従たる営業所の名称

			3	5				10					15					20				
	8	4	戸	田	営	業	所															
			23		25				30					35					40			

従たる営業所の所在地市区町村コード

			3	5																		
	8	5	1	1	2	2	4															

都道府県名 埼玉県 市区町村名 戸田市

従たる営業所の所在地

			3	5					10					15					20			
	8	6	上	戸	田	○	ー	○	ー	○												
			23		25				30					35					40			

郵便番号

			3	5		6			10				15				20					
	8	7	3	3	5	-	0	0	2	2												

電話番号

									10				15				20					
									0	4	8	-	2	3	4	-	5	6	7	8		

左詰め

営業しようとする建設業

	8	8	2	1																		

土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

変更前

			3	5					10				15				20					

(1 . 一般)
(2 . 特定)

許可を受けようとする建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業を記入

許可を受けようとする建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業を記入

従たる営業所名

フリガナ

3 5 10 15 20

8 4

23 25 30 35 40

従たる営業所の所在地市区町村コード

都道府県名

市区町村名

3 5 10 15 20

8 5

23 25 30 35 40

従たる営業所の所在地

3 5 6 10 15 20

8 6

23 25 30 35 40

郵便番号

3 5 6 10 15 20

8 7

電話番号

10 15 20

3 5 10 15 20 25 30

8 8

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

営業しようとする建設業

変更新

3 5 10 15 20 25 30

(1. 一般)
(2. 特定)

様式第一号別紙二（１）

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。
- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-1のように記入すること。
- 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように左詰めで記入すること。

○ 営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営主 業た る所	本 社	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (048-123-4567)	土・と	建
	戸田営業所 ↑	〒335-0022 戸田市上戸田〇-〇-〇 (048-234-5678)	土	建
従 た る 営 業 所	従たる営業所がない(主たる営業所のみ)場合、 従たる営業所の空欄に「該当なし」と記入			

（注）

- 1 「営業所」とは、建設工事についての見積り、入札、契約の締結等請負契約に関する事務を常時継続して行う事務所をいい、商業登記上の本店や支店であっても、建設工事に関する請負契約事務を行わない営業所は該当しません。従って、工事現場に置かれる工事事務所、作業所等は該当しません。
- 2 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載してください。
- 3 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を略号により、一般と特定に分けて記載してください。

○ 営業所技術者等一覧表

令和 3 年 11 月 1 日

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本社	ヤマモト ヒロシ 山本 宏	土-9、と-9	13
〃	スズキ タロウ 鈴木 太郎	建-4	02
戸田営業所	キダ サブロウ 木田 三郎	土-9 建-7	13 38
表9 資格コード番号 (営業所技術者等) 表4 営業所技術者等の資格一覧表			

様式第一号別紙四

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（２）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－９」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「１」・・・・・・・・法第７条第２号イ該当
 - 「４」・・・・・・・・法第７条第２号ロ該当
 - 「７」・・・・・・・・法第７条第２号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「２」・・・・・・・・法第７条第２号イ及び法第15条第２号ロ該当
 - 「３」・・・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「５」・・・・・・・・法第７条第２号ロ及び法第15条第２号ロ該当
 - 「６」・・・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「８」・・・・・・・・法第７条第２号ハ及び法第15条第２号ロ該当
 - 「９」・・・・・・・・法第15条第２号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第７条第２号及び法第15条第２号の区分（法第７条第２号ハに該当する者又は法第15条第２号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

○ 工事経歴書（経営事項審査を申請しない場合）

- 許可を受けようとする（受けている）建設業の建設工事の種類ごとに作成してください。
- 申請をする日の属する事業年度の前事業年度（決算を終了したもの）に完成した主な建設工事について、請負代金の大きい順に 10 件程度記入し、それに続けて主な未成工事について請負代金の大きい順に記入してください。建設工事の実績がない場合は建設工事の種類を記入し、空欄に「該当なし」と記入した上で必ず添付してください。（実績がない業種は 1 枚にまとめて作成してもよい）

記載例（経営事項審査を申請しない場合）

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

個人の氏名が特定されないよう記入に注意
工事名は場所、内容を具体的に記入

該当するものを「○」で囲む

・土木一式については「PC」
・とび・土工・コンクリート工事については「法面処理」
・鋼構造物については「鋼橋上部」
を「○」で囲み、該当する請負代金の額を記入

（用紙 A 4）
余白に工事種別ごとに
ページを記入（ページ
数/総ページ）

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート 工事 （税込・税抜）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及 び市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額 （請負代金の 額の大きい順 に記入）	うち、 （P.C. 法面処理 鋼橋上部）	工 期	
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の別 （該当箇所にレ印を記載）			着工年月	完成又は 完成予定年月
〇〇土建(株)	下請		浦和高砂宅地造成工事	埼玉県さいたま市	田中太郎	レ	(17,100) 30,000 千円		令和 年 月	令和 年 月
埼玉県秩父県土整備事務所	元請		県道××線法面処理工事	埼玉県秩父市	山田次郎	レ	16,500 千円	4,550 千円	令和 年 月	令和 年 月
A	元請		A 邸外構工事	東京都足立区	田中太郎	レ	7,200 千円		令和 年 月	令和 年 月
〇〇土建(株)	下請		戸田宅地コンクリート工事	埼玉県戸田市	田中太郎	レ	7,000 千円		令和 年 月	令和 年 月
B	元請		Bマンション基礎工事	埼玉県川口市	田中太郎	レ	5,600 千円		令和 年 月	令和 年 月
〇〇土建(株)	下請		C 邸くい打ち工事	埼玉県さいたま市	山野和夫	レ	3,000 千円		令和 年 月	令和 年 月
D	元請		D 邸フェンス設置工事	埼玉県熊谷市	山野和夫	レ	2,700 千円		令和 年 月	令和 年 月
E	下請		E 邸外構工事	埼玉県さいたま市	田中太郎	レ	2,400 千円		令和 年 月	令和 年 月
〇〇建設(株)	下請		F 邸フェンス設置工事	埼玉県春日部市	山野和夫	レ	2,100 千円		令和 年 月	令和 年 月
〇〇土建(株)	下請		G 邸外構工事	埼玉県越谷市	山田次郎	レ	1,900 千円		令和 年 月	令和 年 月
			その他	11件			22,100 千円		令和 年 月	令和 年 月
(主な未成工事)									令和 年 月	令和 年 月
〇〇土建(株)	下請		H マンション基礎工事	埼玉県さいたま市	中山大輔	レ	8,200 千円		令和 年 月	令和 年 月
小 計							21 件 87,600 千円 4,550 千円		うち 元請工事 41,000 千円	4,550 千円
合 計							21 件 87,600 千円 4,550 千円		うち 元請工事 41,000 千円	4,550 千円

（注）

- 1 件の請負契約を分割して複数の建設工事として計上することはできません（建築一式工事を請け負った場合、これを複数の専門工事に分けて計上することはできません。）。
- 「配置技術者」欄（氏名、主任技術者・監理技術者の別）には、新規申請以外は必ず記入してください。
- 請負金額に変更があった場合には、変更後の金額を記入してください。
- 工事が複数年にまたがり、単年度の工事進行基準が適用される工事は、当該年度を（ ）書きで上段に、全体額を下段に記入してください。
- 建設業許可業者は、元請・下請にかかわらず、工事現場に必ず主任技術者を配置しなければなりません。また、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が 5,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円以上）になる場合には、監理技術者を配置しなければなりません。

○ 工事経歴書（経営事項審査を申請する場合）

- 許可を受けようとする（受けている）建設業の建設工事の種類ごとに作成してください。
- 申請をする日の属する事業年度の前事業年度（決算が終了したもの）の工事経歴を記入してください。
建設工事の実績がない場合は建設工事の種類を記入し、空欄に「該当なし」と記入した上で必ず添付してください。（実績がない業種は1枚にまとめて作成してもよい）
- 消費税課税業者は工事経歴書と財務諸表を消費税抜きで、消費税免税業者は消費税込みで作成してください。

◎ 経営事項審査を申請する場合について

- 詳細については「経営事項審査申請の手引」を御覧ください。 → 経営事項審査担当 埼玉県 で検索
- 経営事項審査担当 TEL048-830-5183

記載例（経営事項審査を申請する場合）

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

個人の氏名が特定されないよう記入に注意
工事名は場所、内容を具体的に記入

該当するものを「○」で囲む

・土木一式については「PC」
・とび・土工・コンクリート工事については「法面処理」
・鋼構造物については「鋼橋上部」
を「○」で囲み、該当する請負代金の額を記入

（用紙A4）

余白に工事種別ごとに
ページを記入（ページ
数/総ページ）

注 文 者		元請 又は 下請 の別	JV の別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額		工 期	
						氏 名	主任技術者又は監理技術者の別 （該当箇所には印を記載）	請負代金の 額の大きい順 に記入	うち、 （PC 法面処理 鋼橋上部）	着工年月	完成又は 完成予定年月
埼玉県秩父県土整備事務所	元請			県道××線法面処理工事	埼玉県秩父市	山田次郎	レ	16,500 千円	4,550 千円	令和×年×月	令和×年×月
A	元請			A 邸外構工事	東京都足立区	田中太郎	レ	7,200 千円		令和×年×月	令和×年×月
B	元請			B マンション基礎工事	埼玉県川口市	田中太郎	レ	5,600 千円		令和×年×月	令和×年×月
〇〇土建(株)	下請			浦和高砂宅地造成工事	埼玉県さいたま市	田中太郎	レ	(17,100) 30,000 千円		令和×年×月	令和×年×月
〇〇土建(株)	下請			戸田宅地コンクリート工事	埼玉県戸田市	田中太郎	レ	7,000 千円		令和×年×月	令和×年×月
〇〇土建(株)	下請			C 邸くい打ち工事	埼玉県さいたま市	山野和夫	レ	3,000 千円		令和×年×月	令和×年×月
D	元請			D 邸フェンス設置工事	埼玉県熊谷市	山野和夫	レ	2,700 千円		令和×年×月	令和×年×月
				その他	11件			22,100 千円		令和×年×月	令和×年×月
(主な未成工事)										令和×年×月	令和×年×月
〇〇土建(株)	下請			E マンション基礎工事	埼玉県さいたま市	中山大輔	レ	8,200 千円		令和×年×月	令和×年×月
								元請工事の完成工事高の合計を記入			
小 計								18 件 81,200 千円	4,550 千円	うち 元請工事 41,000 千円	4,550 千円
								「合計」欄は最終ページにおいて当該建設工事の種類合計を記入			
合 計								18 件 81,200 千円	4,550 千円	うち 元請工事 41,000 千円	4,550 千円

（注）

- 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に記入してください（※1、※2）。
- 「1」に続けて、「1」以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事についてすべての完成工事高の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記入してください（※1、※2）。
 ※1：税込500万円未満（建築一式については、税込1,500万円未満又は延べ面積150㎡未満の木造住宅）の工事については10件まで記入すべし。
 ※2：請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記入不要。
- 「2」に続けて、主な未成工事について、請負代金の大きい順に記入してください。

◎ 建設業許可業者は、「変更届出書（決算報告）」に工事経歴書を添付して提出する場合は、経営事項審査において当該工事経歴書を用いることができます。

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
- 業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
- 記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
- 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「J Vの別」の欄は、共同企業体（J V）として行つた工事について「J V」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。
- | （一） | | （二） | | （三） | |
|--------------------------|--------|--------------------|--|------|--|
| とび・土工・コンクリート工事
鋼構造物工事 | 土木一式工事 | プレストレストコンクリート構造物工事 | | P C | |
| | | 法面処理工事 | | 法面処理 | |
| | | 鋼橋上部工事 | | 鋼橋上部 | |
- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合算並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「P C」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合算並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「P C」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

該当するものを「○」で囲む (用紙A4)

○ 直前3年の各事業年度における工事施工金額

記入したすべての事業年度(決算処理を終了したもの)について、許可を受けようとする建設業の建設工事の種類・既に許可を受けている建設業の建設工事の種類・その他の建設工事の施工金額の内訳を記入(施工金額がない場合は、数字欄に「0」と記入)

(税込・税抜/単位:千円)

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		土木一式	工事	建築一式	工事	とび・土工・コンクリート工事	
各決算期・決算期間を記入							
第○期	元請	公共	35,600	83,500	0	0	119,100
令和○○年4月1日から	民間	0	0	2,600	0	0	2,600
令和○○年3月31日まで	下請	0	0	41,540	0	0	41,540
	計	35,600	83,500	44,140	0	0	163,240
第○期	元請	公共	41,000	48,000	0	0	89,000
令和○○年4月1日から	民間	0	26,020	22,000	0	0	48,020
令和○○年3月31日まで	下請	0	0	31,800	14,600	0	46,400
	計	41,000	74,020	53,800	14,600	0	183,420
第○期	元請	公共	58,160	62,710	16,500	0	137,370
令和○○年4月1日から	民間	0	0	24,500	0	0	24,500
令和○○年3月31日まで	下請	0	0	40,200	0	0	40,200
	計	58,160	62,710	81,200	0	0	202,070
第○期	元請	公共					
令和○年○月○日から	民間						
令和○年○月○日まで	下請						
	計						
第○期	元	公共					
令和○年							
令和○年							

建設工事の種類ごとに作成した工事経歴書の数字と一致する

損益計算書の完成工事高と一致する

切捨ての他、四捨五入及び切上げを認める

用紙が2枚以上になる場合、その他の建設工事の施工金額及び合計は最終ページに記入

直前3年分の工事施工金額なので、決算期を変更している場合は4期分以上となることもある

記載要領

資本金の額が5億円以上、又は負債の合計額が200億円以上の株式会社

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄には、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上必要になる場合は「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

様式第四号（第二条関係）

（用紙A4）

許可に係る専任技術者の要件を満たす者の人数を記入（表2 営業所技術者等の要件）

○ 使用人数

技術関係使用人			事務関係使用人	合 計
営業所の名称	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本社	5人	3人	7人	15人
戸田営業所	2人	2人	4人	8人
合 計	7人	5人	11人	23人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

（注）

- 「使用人数」には、アルバイト、パート等の臨時的な職員及び常用であっても現場の単純な業務のみに従事する者は含みません。
- 建設業に従事している職員数を記載し、建設業以外の兼業部門に従事している職員は記載しないでください。
- 建設業以外の兼務がある場合で、建設業に従事する職員と建設業以外の兼業部門に従事する職員とに分けることができない場合は、直前決算時における完成工事高と兼業売上高の比率によって按分してください。

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

（用紙A4）

誓 約 書

不要なものを消すこと

申請者
受 人
合併存続法人
分割承継法人

申請者
受 人
合併存続法人
分割承継法人

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 3 年 11 月 1 日

不要なものを消すこと

申請者
受 人
合併存続法人
分割承継法人

さいたま市浦和区高砂3-15-1
(株)スズキ建設
代表取締役 鈴木太郎

地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県 知事

殿

記載要領

申請者
受 人
合併存続法人
分割承継法人

申請者
受 人
合併存続法人
分割承継法人

「 地方整備局長
北海道開発局長
知事 」

については不要なものを消すこと

- 欠格要件に該当した場合は許可を受けることができず、許可を受けた後においてもその許可が取り消されます。
- 法定代理人とは、制限行為能力者（未成年者等）が法律行為を行う場合に同意を得ることが必要とされる法律上の代理権を有する者をさします。

00002

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 代表取締役 ← 経験した当時の役職名を記入

経験年数 平成27年1月から令和元年12月まで 満5年0月

証明者と被証明者との関係 役員 ← 証明者が法人の場合は「役員」
個人の場合は「本人」と記入

備考 証明者は、被証明者が在職していた法人の現在の代表者、個人事業主

令和 3 年 11 月 1 日

さいたま市浦和区高砂3-15-1
(株) スズキ建設
代表取締役 鈴木太郎

証明者

(2) 下記の者は、許可申請者 { の常勤の役員
本人
の支配人 } で第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に該当する者であることに相違ありません。

令和 3 年 11 月 1 日

地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県 知事

殿

申請者
届出者さいたま市浦和区高砂3-15-1
(株) スズキ建設
代表取締役 鈴木太郎

1～3のうち、該当するものを記入

申請又は届出の区分 1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変の年月日 令和 年 月 日

大臣コード 表7 大臣・都道府県コード

許可番号 1 8 3 国土交通大臣 許可 (一般) 第 5 10 号

右詰め 空欄は「0」で埋める

許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日

「18」は「17」が2又は3の場合に記入

登記 (住民票) 上の記載のとおり記入

氏名のフリガナ 1 9 スズ

氏名 2 0 鈴木太郎

住所 さいたま市浦和区高砂3-15-1

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S 3 3 年 0 4 月 2 4 日

◎【変更前】

この欄は、「申請又は届出の区分」が「2. 変更」の場合に記入

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 13 14 年 16 18 月 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。
ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあっては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。
なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。
- 3 「 $\left\{ \begin{array}{l} (1) \\ (2) \\ (3) \end{array} \right\}$ 」、「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{の常勤の役員} \\ \text{本 人} \\ \text{の 支 配 人} \end{array} \right\}$ 」、「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{地方整備局長} \\ \text{北海道開発局長} \\ \text{知事} \end{array} \right\}$ 」、「申請者
届出者」、「国土交通大臣
知事」及び「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{般} \\ \text{特} \end{array} \right\}$ 」について、不要のものを消すこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 ①⑦「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「1. 新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
「2. 変更」・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
「3. 常勤役員等の更新等」・・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合
また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 「変更の年月日」の欄は、5により①⑦の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
- 7 ①⑧「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により①⑦の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。
「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 8 ①⑨「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- 9 ②⑩及び②⑪「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設□太郎□□のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

常勤役員等の略歴書

申請時の職名（常勤）を記入（代表取締役・取締役・事業主・支配人等）

現住所	さいたま市浦和区高砂3-15-1				
氏名	鈴木太郎		生年月日	昭和33年4月24日生	
職名	代表取締役（常勤）				
職歴	期 間			従事した職務内容	
	自	平成7年	4月1日	田中建設(有)に入社し、現場作業、現場管理・監督に従事。	
	至	平成20年	12月31日		
	自	平成21年	1月1日	鈴木組を設立し、個人事業主として土木・建築工事等を請け負う。	
	至	平成21年	12月31日		
	自	平成22年	1月1日	土木・建築工事等を請け負う(株)スズキ建設を設立し、代表取締役に就任し現在に至る。	
	至	年	月日		
	自	年	月日		
	至	年	月日		
	自	年	月日		
	至	年	月日		
	自	年	月日		
	至	年	月日		
	自	年	月日	「職歴」は、現在に至るまでの主な職歴を記入し、特に建設業に関する職歴はすべて記入 「従事した職務内容」は、職務内容及び職名を記入し、建設業に係る経営経験が明らかになるよう具体的に記入	
	至	年	月日		
	自	年	月日		
	至	年	月日		
	自	年	月日		
	至	年	月日		
自	年	月日			
至	年	月日			
賞罰	年 月 日			賞 罰 の 内 容	
				「賞罰」及び「賞罰の内容」については、建設業に係る行政処分及び行政罰、その他の賞罰について記入 該当がない場合は、空欄に「なし」と記入	
上記のとおり相違ありません。					
令和 3 年 11 月 1 日			氏 名 鈴木太郎		

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一面)

不要なものを消す

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ $\left\{\begin{smallmatrix}(1)\\(2)\end{smallmatrix}\right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役 総務部長 ← 経験した当時の役職名を記入

経験年数 平成30年1月から 令和元年12月まで 満2年0月

証明者と被証明者との関係 役員 ← 証明者が法人の場合は「役員」
個人の場合は「本人」と記入

備考

証明者は、被証明者が在職していた法人の現在の代表者、個人事業主

令和3年11月1日

埼玉県知事許可（般-〇〇）第2345号
建築工事業 平成〇年〇月〇日許可

証明者が建設業許可業者である場合に記入

不要なものを消す

証明者

さいたま市浦和区高砂3-15-1
(株) スズキ建設
代表取締役 鈴木太郎(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{\begin{smallmatrix}\text{の常勤の役員} \\ \text{本人} \\ \text{の支配人}\end{smallmatrix}\right\}$ で第7条第1号ロ $\left\{\begin{smallmatrix}(1)\\(2)\end{smallmatrix}\right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和3年11月1日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
埼玉県知事 殿

不要なものを消す

申請者
届出者さいたま市浦和区高砂3-15-1
(株) スズキ建設
代表取締役 鈴木太郎

現在有効な許可（業種追加許可を除く）の年月日を記入

申請又は届出の区分 $\left\{\begin{smallmatrix}1 \\ 7 \\ 1\end{smallmatrix}\right\}$ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

右詰め 空欄は「0」で埋める

「18」は「17」が2
又は3の場合に記入大臣
知事

表7 大臣・都道府県コード

許可番号 $\left\{\begin{smallmatrix}1 \\ 8 \\ 3 \\ \end{smallmatrix}\right\}$ 国土交通大臣 許可（般- $\left\{\begin{smallmatrix} \\ \end{smallmatrix}\right\}$ ）第 $\left\{\begin{smallmatrix}5 \\ \end{smallmatrix}\right\}$ 号

不要なものを消す

記

許可年月日
令和 年 月 日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ $\left\{\begin{smallmatrix}1 \\ 9 \\ \end{smallmatrix}\right\}$ スズ

氏名 $\left\{\begin{smallmatrix}2 \\ 0 \\ \end{smallmatrix}\right\}$ 鈴木 次郎

住所 さいたま市浦和区高砂3-15-1

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S 3 5 年 0 5 月 2 5 日

◎【変更前】

この欄は、「申請又は届出の区分」が「2. 変更」の場合に記入

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 $\left\{\begin{smallmatrix}2 \\ 1 \\ \end{smallmatrix}\right\}$

生年月日 $\left\{\begin{smallmatrix}13 \\ 14 \\ \end{smallmatrix}\right\}$ 年 $\left\{\begin{smallmatrix}16 \\ 18 \\ \end{smallmatrix}\right\}$ 月 $\left\{\begin{smallmatrix} \\ \end{smallmatrix}\right\}$ 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

(第二面)

申請者（届出者）で5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有する者について作成。

- (3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 3 年 11 月 1 日

~~地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県 知事~~ 殿

不要なものを消す

申請者
届出者

さいたま市浦和区高砂3-15-1
(株) スズキ建設
代表取締役 鈴木太郎

役 職 名 等 総務部長 ← 経験した当時の役職名を記入

経 験 年 数 平成27年1月から令和元年12月まで 満5年0月

証明者と被証明者との関係 従業員

備 考 埼玉県知事許可（般-〇〇）第2345号
建築工事業 平成〇年〇月〇日許可

1～3のうち、該当するものを記入

現在有効な許可（業種追加許可を除く）の年月日を記入

申請又は届出の区分 ☐ 2 ☐ 2 ☐ 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変 更 年 月 日 令和 年 月 日

右詰め 空欄は「0」で埋める

「23」は「22」が2
又は3の場合に記入

大臣
知事

表7 大臣・都道府県コード

許 可 番 号

2 3

国土交通大臣 許可（般特-☐☐）第 ☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐ 号

不要なものを消す

記

許可年月日
令和 ☐☐ 年 ☐☐ 月 ☐☐ 日

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ ☐ 2 ☐ 4 ☐ サ ☐ ト

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 ☐ 2 ☐ 5 ☐ 佐 ☐ 藤 ☐ 一 ☐ 夫 ☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐

生 年 月 日 ☐ 13 ☐ 14 ☐ 5 年 ☐ 0 ☐ 1 月 ☐ 2 ☐ 1 日

住 所 さいたま市南区沼影2-4-7

◎【変 更 前】

この欄は、「申請又は届出の区分」が「2. 変更」の場合に記入

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 ☐ 2 ☐ 6 ☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐

生 年 月 日 ☐ 13 ☐ 14 ☐ 年 ☐ 月 ☐ 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者（届出者）で5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有する者について作成。記載の要領は第二面と同様。

令和 3 年 11 月 1 日

申請者
届出者

役 職 名 等

経 験 年 数 年 月 から 年 月 まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備 考

申請又は届出の区分 ☐ 2 ☐ 7 ☐ 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード
知事

許可番号 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 3 国土交通大臣許可（一般 ☐ ☐）第 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 号 令和 ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ ☐ 2 ☐ 8 ☐ 3 ☐ ☐ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 ☐ 2 ☐ 9 ☐ 3 ☐ 5 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 10 ☐ ☐ ☐ 生 年 月 日 ☐ ☐ ☐ 13 ☐ ☐ 14 年 ☐ ☐ ☐ 16 月 ☐ ☐ ☐ 18 日
住 所 _____

◎【変 更 前】

氏 名 ☐ 3 ☐ 0 ☐ 3 ☐ 5 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 10 ☐ ☐ ☐ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生 年 月 日 ☐ ☐ ☐ 13 ☐ ☐ 14 年 ☐ ☐ ☐ 16 月 ☐ ☐ ☐ 18 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

申請者（届出者）で5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有する者について作成。
記載の要領は第二面と同様。

令和 3 年 11 月 1 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者

役 職 名 等

経 験 年 数 年 月 月 月 年 月 月 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備 考

申請又は届出の区分 ☐ 3 ☐ 1 ☐ 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード
知事

許可番号 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 3 国土交通大臣 許可 (一般 ☐ ☐) 第 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 号 令和 ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ ☐ 3 ☐ 2 ☐ ☐ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 ☐ 3 ☐ 3 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 生 年 月 日 ☐ ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日
住 所 _____

◎【変 更 前】

氏 名 ☐ 3 ☐ 4 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生 年 月 日 ☐ ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

記載要領

- 1 (1) の証明書は、被証明者 1 人について証明者別に作成すること。
- 2 (1) の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあっては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

- 3 「

(1)
(2)

」、

の常勤の役員 本人
の支配人

」、「

地方整備局長 北海道開発局長 知事

」、「申請者
届出者」、「国土交通大臣
知事」及び「

般 特

」について

ては、不要のものを消すこと。

- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに 1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- 5

1

7

「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「1. 新規」・・・・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合

「2. 変更」・・・・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合

「3. 常勤役員等の更新等」・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合

また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 6 (2) の「変更の年月日」の欄は、5 により

1

7

 の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、(3) の「変更の年月日」の欄は、10 により

2

2

 の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。

- 7

1

8

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5 により

1

7

 の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、

2

3

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、10 により当該

2

3

 の直前の

2

2

、

2

7

又は

3

1

「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の「

大臣 知事

コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば

0

0

1

2

3

4

又は

0

1

月

0

1

日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在 2 以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 8

1

9

、

2

4

、

2

8

及び

3

2

「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から 2 文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば

ギ

又は

フ

のように 1 文字として扱うこと。

- 9

2

0

、

2

1

、

2

5

、

2

6

、

2

9

、

3

0

、

3

3

及び

3

4

「氏名」の欄は、姓と名の間に 1 カラム空けて、例えば

建

設

--

大

郎

--

--

のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば

0

1

月

0

1

日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

- 10

2

2

、

2

7

及び

3

1

「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「1. 新規」・・・・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合

「2. 変更」・・・・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があつた場合

「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」・ 常勤役員等を補佐する者について、現在証明されている者のままとする場合

また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等

を補佐する者の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の追加・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 11 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙2を作成し、提出すること。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

申請時の職名（常勤）を記入

現住所	さいたま市南区沼影2-4-7										
氏名	佐藤 一夫					生年月日	昭和45年 1 月 21 日生				
職名	総務部長（常勤）										
	期 間					従事した職務内容					
職	自	平成 4年	4月	1日	(株)スズキ建設に入社。総務部経理課に配属。契約、経理に係る事務に従事。						
	至	平成14年	3月	31日							
	自	平成14年	4月	1日							
	至	平成20年	3月	31日							
	自	平成20年	4月	1日							
	至	平成23年	3月	31日							
	自	平成23年	4月	1日							
	至	平成26年	12月	31日							
	自	平成27年	1月	1日							
	至	年	月	日							
歴	自	年	月	日	総務部企画課係長。中期経営計画の策定等に従事。						
	至	年	月	日							
	自	年	月	日							
	至	年	月	日							
	自	年	月	日							
	至	年	月	日							
	自	年	月	日							
	至	年	月	日							
	自	年	月	日							
	至	年	月	日							
賞 罰	年	月	日	賞 罰 の 内 容							
上記のとおり相違ありません。											
令和 3 年 11 月 1 日					氏 名 佐藤一夫						

記載要領
※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

◎ すべての申請時に必要

○ 健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

令和 3 年 11 月 1 日

許可がある場合に記入

地方整備局長
 北海道開発局長
 埼玉県 知事 殿

法人にあってはその役員、個人にあってはその
 事業主を含め、すべての常用の従業員数(建設業
 以外に従事する者を含む)

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
 申請者 (株)スズキ建設
 届出者 代表取締役 鈴木太郎

許可年月日

許可番号 国土交通大臣 許可(一般) 第 号 令和 年 月 日
 埼玉県 知事

該当しないものを消す

最も新しい許可(業種追加許可を除く)の年月日を記入

加入「1」
 適用除外「2」
 一括適用「3」

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本社	15人 (3人)	1	1	1	※1健康保険	〇〇〇 〇〇〇
					※2厚生年金保険	〇〇〇 〇〇〇
					※3雇用保険	〇〇〇 〇〇〇
戸田営業所	8人 (0人)	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
上記人数のうち常勤役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む)の人数をカッコ内に記入		※1 健康保険 事業所整理記号及び事業所番号を記入 ※2 厚生年金保険 事業所整理記号及び事業所番号を記入 協会けんぽの場合で、健康保険と厚生年金に共に加入しているときは、「健康保険」・「厚生年金保険」の欄に同一の記号・番号を記入 健康保険組合に加入している場合は、「健康保険」の欄には組合名を記入(例 〇〇健康保険組合) ※3 雇用保険 労働保険番号を記入				
	(人)					
	(人)					
合計	23人 (3人)				・ 営業所が継続事業の一括の認可を受けている場合は「3」 (「事業所整理記号等」欄は「本店(〇〇営業所)一括」と記入) ・ 健康保険について、国民健康保険組合に加入の場合は「2」 (「事業所整理記号等」欄は国民健康保険組合名を記入) ・ 従業員4人以下の個人事業主、役員のみで労働者がいない等、加入義務がない(加入できる者がいない)場合は「2」	

(注)

1 保険加入義務のある営業所(適用事業所)

社会保険(健康保険・厚生年金保険)は、個人事業主で常時5人以上の従業員を使用する営業所及び法人の営業所が適用事業所に該当します。

雇用保険は、労働者を1人でも雇用する営業所が適用事業所に該当します。

2 支店等が小規模な営業所であるため、人事管理部門がある本店ですべての保険加入の手続きを行っている場合(一括適用の承認や継続事業の一括の認可に係る営業所を除く)は、当該小規模な営業所について、「保険加入の有無」のすべての欄に「1」と記入し、「事業所整理記号等」の欄には本店に記入した内容と同一の内容を記入してください。

3 建設国保(埼玉県建設国民健康保険組合、埼玉土建国民健康保険組合等)に加入している場合

個人事業主で常時5人以上の労働者を使用する営業所又は法人の営業所であっても、健康保険の被保険者となるべき従業員が年金事務所長の承認を受けて建設国保に加入している場合は、適用除外となります(「保険加入の有無」の「健康保険」の欄には「2」と記入)。

記載要領

- 1 この表は、次の（１）及び（２）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - （１）
 - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
 - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
 - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
 - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
 - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
 - ⑥法第17条の２若しくは法第17条の３の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の３の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合

この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者
届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
 - （２）
 - ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があつた場合
 - ②新たに営業所を追加した場合

この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 2 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者
届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行っている場合は「１」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「２」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「３」を記入すること。
- 8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「１」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「２」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「３」を記入すること。
- 9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行っている場合は「１」を、従業員が１人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「２」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第９条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「３」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第９条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

00003

○ 営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

上段は一般建設業、下段は特定建設業 該当しないものを消す

令和 3 年 11 月 1 日

地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県 知事 殿

新規許可申請の場合

申請者
届出者〒 336-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
(株)スズキ建設
代表取締役 鈴木太郎

区 分	項 番	大臣コード	1. 新規許可等	2. 営業所技術者等の担当業又は有資格区分の変更	3. 営業所技術者等の追加	4. 営業所技術者等の替に伴う削除	5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更
許可番号	6 1	3	1				
「62」は許可がある場合に記入	6 2	1 1					
不要なものを消す							
右詰め 空欄は「0」で埋める							
許可年月日							
令和	11	年	0	4	月	3	0
日							
表9 資格コード番号(専任技術者)	項 番	フリガナ	(フリガナ)	元号	[平成H、昭和S、大正T、明治M]		
氏 名	6 3	ヤマモト ヒロシ		生年月日	H 0 2 年 0 3 月 0 2 日		
今後担当する建設工事の種類	6 4	9					
現在担当している建設工事の種類							
有 資 格 区 分	6 5	1 3					
変更、追加又は削除の年月日	令和	年	月	日			
営業所技術者等の住所	さいたま市南区沼影2-4-7						
表4 専任技術者の資格一覧表(資格・免許及びコード番号)							
営業所の名称(旧所属)							
営業所の名称(新所属)	本社						
表9 資格コード番号(専任技術者)	項 番	フリガナ	(フリガナ)	元号	[平成H、昭和S、大正T、明治M]		
氏 名	6 3	スズキ タロウ		生年月日	S 3 3 年 0 4 月 2 4 日		
今後担当する建設工事の種類	6 4	4					
現在担当している建設工事の種類							
有 資 格 区 分	6 5	0 2					
変更、追加又は削除の年月日	令和	年	月	日			
営業所技術者等の住所	さいたま市浦和区高砂3-15-1						
営業所の名称(旧所属)							
営業所の名称(新所属)	本社						
表9 資格コード番号(専任技術者)	項 番	フリガナ	(フリガナ)	元号	[平成H、昭和S、大正T、明治M]		
氏 名	6 3	キダ サブロー		生年月日	S 4 0 年 0 6 月 2 6 日		
今後担当する建設工事の種類	6 4	9 7					
現在担当している建設工事の種類							
有 資 格 区 分	6 5	1 3 3 8					
変更、追加又は削除の年月日	令和	年	月	日			
営業所技術者等の住所	川口市西青木2-13-1						
営業所の名称(旧所属)							
営業所の名称(新所属)	戸田営業所						

記載要領

- 1 この証明書は、次の（１）から（５）までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - （１） ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
 ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
 ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
 ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
 この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者
届出者」の「届出者」を消すとともに、**〔6〕〔1〕**「区分」の欄に「１」を記入すること。
 - （２） 許可を受けている建設業について現在証明されている者が営業所技術者等となつている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合
 この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、**〔6〕〔1〕**「区分」の欄に「２」を記入すること。
 - （３） 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等に加えて、又はその者に代えて新たな者を営業所技術者等として証明する場合
 この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、**〔6〕〔1〕**「区分」の欄に「３」を記入すること。
 - （４） 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等がこの証明書の提出を行う建設業者の営業所技術者等でなくなつた場合（その者がこれまで営業所技術者等となつていた建設業について、新たに営業所技術者等となる者があり、当該新たに営業所技術者等となる者を上記（２）又は（３）に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）
 この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、**〔6〕〔1〕**「区分」の欄に「４」を記入すること。
 なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された営業所技術者等を削除する場合又は法第７条第２号若しくは法第１５条第２号に掲げる基準を満たさなくなつた場合には、届出書（別記様式第２２号の３）を用いて届け出ること。
 - （５） 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等が置かれる営業所のみに変更あつた場合
 この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、**〔6〕〔1〕**「区分」の欄に「５」を記入すること。
 なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記（３）に該当するものとして、変更前の氏名につき上記（４）に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。
- 2 「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{建設業法第７条第２号} \\ \text{建設業法第１５条第２号} \end{array} \right\}$ 」、「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{地方整備局長} \\ \text{北海道開発局長} \\ \text{知事} \end{array} \right\}$ 」、「国土交通大臣
知事」及び「般特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者
届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者等」という。）の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者等に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 $\square\square\square\square$ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **〔6〕〔2〕**「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
 また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**〔0〕〔0〕〔1〕〔2〕〔3〕〔4〕**又は**〔0〕〔1〕月〔0〕〔1〕日**のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。
 なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **〔6〕〔3〕**「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から２文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように１文字として扱うこと。
 また、「氏名」の欄は、姓と名の間に１カラム空けて、例えば建設 $\square$ 太郎 $\square$ $\square$ のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。
 また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**〔0〕〔1〕月〔0〕〔1〕日**のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。
- 7 **〔6〕〔4〕**「今後担当する建設工事の種類」の欄は、**〔6〕〔1〕**「区分」の欄に「４」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、**6****1**「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1（1）①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている営業所技術者等についてこれまで営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

- 6****5**「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、**6****1**「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。
- 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている営業所技術者等である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、営業所技術者等として所属する営業所の名称を記載すること。

○ 営業所技術者等の要件について

許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所には、「表 2 営業所技術者等の要件」の要件を満たす専任の技術者をおくことが必要です。以下の各表で要件、学歴、資格について御確認ください。

- ・ 「表 2 営業所技術者等の要件」
- ・ 「表 3 営業所技術者等の学歴(指定学科)」
- ・ 「表 4 営業所技術者等の資格一覧表（資格・免許及びコード番号）」

○ 電気工事又は消防施設工事においては、電気工事士法及び消防法の規定により無資格者の実務経験は原則として認められません。

○ 営業所技術者等の確認書類

「○」: 必要

レ	様式番号	書 類	摘 要	確認資料
□	第 8 号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	実務経験等で営業所技術者等になる場合は、第 9 号（実務経験証明書）を併せて作成 資格のみで営業所技術者等になる場合は、資格証明書等の原本提示＋写し提出	○
□	第 9 号	実務経験証明書	実務経験のみ（確認資料を提示） 学歴（資格）＋実務経験（学歴（資格）別（確認資料を提示）） 学歴（資格）については、卒業証明書原本提出又は卒業証書（資格証明書等）原本提示＋写し提出	○

○ 表 9 資格コード番号（営業所技術者等）

	技術者の要件	建設工事の種類 (項番 64)	有資格区分 (項番 65)
一般建設業	学歴（高校又は大学卒業）＋実務経験	1	01
	実務経験 10 年以上	4	02
	資格等	7	「表 4 営業所技術者等の資格一覧表（資格・免許及びコード番号）」で○、◎、★又は■の資格
	①学歴（専門学校卒業）＋実務経験 ②実務経験の振替	7	99
特定建設業	資格	9	「表 4 営業所技術者等の資格一覧表（資格・免許及びコード番号）」で◎の資格
	※学歴＋実務経験＋指導監督の実務経験	2	01
	※実務経験＋指導監督の実務経験	5	02
	※資格等＋指導監督の実務経験	8	「表 4 営業所技術者等の資格一覧表（資格・免許及びコード番号）」で○、★又は■の資格
	大臣認定（指定建設業）	3	03
	※大臣認定（指定建設業以外）	6	04

（注）※指定建設業（土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園）の営業所技術者等にはなれません。

許可を受けようとする建設業
の建設工事の種類を記入

〇 実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、建築一式 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 3 年 11 月 1 日

証明者は、被証明者が在職していた法人の現在の代表者、個人事業主

埼玉県知事許可（般-〇〇）第1234号
建築工事業 平成〇年〇月〇日許可

証明者が建設業許可業者である場合は記入

北本市東間3-143
田中建設（有）
取締役 田中栄次

証 明 者

職名を具体的に記入

実務経験をした当時の商号又は名称を記入
個人の場合は個人名（ただし、屋号を登記している
場合は屋号）を記入

被証明者との関係

社員

技 術 者 の 氏 名	鈴木太郎	生年月日	昭和33年4月24日	使用された 期 間	平成 7 年 4 月から 平成 20 年 12月まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	田中建設（有）				
職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数			
現場作業員	山本邸改築工事 他	10年1月から10年12月まで			
〃	中野邸増築工事 他	11年1月から11年12月まで			
〃	川野邸増・改築工事 他	12年1月から12年12月まで			
工事主任	山田邸新築工事 他	13年1月から13年12月まで			
〃	大山邸新築工事 他	14年1月から14年12月まで			
〃	木村邸新築工事 他	15年1月から15年12月まで			
工事係長	野中邸新築工事 他	16年1月から16年12月まで			
〃	高木邸新築工事 他	17年1月から17年12月まで			
〃	市川ビル改築工事 他	18年1月から18年12月まで			
工事課長	岡野ビル改築工事 他	19年1月から19年12月まで			
〃	仲町自治会館新築工事 他	20年1月から20年12月まで			
		年 月 から 年 月 まで			
		年 月 から 年 月 まで			
使用者は、被証明者が在職していた法人の現在の 代表者、個人事業主	実務経験年数の合計を記入	年 月 から 年 月 まで			
		年 月 から 年 月 まで			
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由	理由を簡潔に記載の上、使用者が証明 できない場合の確認資料を提出（提 示）	合計 満 11年 0月			

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

○ 実務経験

「表 1 建設工事の種類別の内容と例示」の建設工事のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する技術上の経験をいいます。したがって、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を修得するためにした見習中の技術的経験も含まれます。

この実務経験は請負人の立場における経験に限られませんから、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験もこれに含まれますが、工事現場の単なる雑務や事務に関する経験は含まれません。

○ 実務経験年数が重複している場合

実務経験年数は二重に計算することができません。

例えば、10 年間土木一式工事と建築一式工事の両方に従事していた場合に、同時期の実務経験は土木一式の実務経験 10 年と建築一式工事の実務経験 10 年として計算することはできません。両方の営業所技術者等となるためには、それぞれ 10 年間の実務経験が必要となります。

○ 実務経験年数の重複が認められる建設工事の種類

平成 28 年 5 月 31 日までの解体工事ととび・土工・コンクリート工事に係る実務経験については、平成 28 年 5 月 31 日までの解体工事に係る実務経験ととび土工・コンクリート工事に係る実務経験が重複している場合は、それぞれの建設工事に係る実務経験として計算することができます。この場合は、それぞれの建設工事の実務経験証明書を作成して、それぞれの建設工事に従事したことを証明することを要します。

○ 実務経験の振替ができる建設工事の種類

- ・ 一式工事から専門工事への実務経験の振替

土木一式工事	→	とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事、水道施設工事、解体工事
建築一式工事	→	大工工事、屋根工事、内装仕上工事、ガラス工事、防水工事、熱絶縁工事、解体工事

(注)

矢印(→)の方向に向かつてのみ振替可、右枠内の建設工事間の振替は不可

- ・ 専門工事間での実務経験の振替

大工工事	⇔	内装仕上工事
とび・土工・コンクリート工事	⇔	解体工事

○ 振替をした場合の実務経験年数

営業所技術者等になろうとする建設工事の種類での実務経験と振替可能な建設工事での実務経験を、あわせて 12 年以上(営業所技術者等になろうとする建設工事の種類については、8 年を超える実務経験が必要)有していれば、営業所技術者等となる要件を満たします。

- ・ 一式工事から専門工事への実務経験の振替→最大 2 年の期間短縮

0	8	12	18	20
とび・土工・ コンクリート工事	土木一式工事	土木一式工事		
8 年超	4 年	6 年		

とび・土工工事業の営業所技術者等になろうとする場合、とび・土工・コンクリート工事の実務経験(8 年超)と土木一式工事の実務経験(4 年)をあわせて 12 年以上となれば、とび・土工工事業の営業所技術者等となる要件を満たします。また、土木一式工事の実務経験が 10 年(4 年+6 年)あるので、

土木工事業の営業所技術者等となる要件も満たします。

- ・ 専門工事間での実務経験の振替→最大 4 年の期間短縮

0	4	8	12	16	20
大工工事	内装仕上 工 事	内装仕上 工 事			
8 年超	4 年	4 年超			

大工工事業の営業所技術者等になろうとする場合、大工工事の実務経験（8 年超）と内装仕上工事の実務経験（4 年）をあわせて 12 年以上となれば、大工工事業の営業所技術者等となる要件を満たします。また、内装仕上工事の実務経験（8 年超）と大工工事の実務経験（4 年）をあわせて 12 年以上となれば、内装仕上工事業の営業所技術者等となる要件も満たします。

○ 実務経験を振り替えた場合の営業所技術者等証明書への記入方法

今後担当する建設工事の種類「64」には「7」、有資格区分「65」には「99」と記入してください。

下記の者は、 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 3 年 11 月 1 日

- 該当がない場合は不要

証 明 者

被証明者との関係

技 術 者 の 氏 名		生 年 月 日		使用された	年 月 日
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称				期 間	年 月 日
発 注 者 名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数	
	千円			年 月 日	年 月 日
	千円			年 月 日	年 月 日
	千円			年 月 日	年 月 日
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計	満 年 月 日

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者 1 人について、証明者別に作成し、請負代金の額が 4,500 万円以上の建設工事(平成 6 年 12 月 28 日前の建設工事にあつては 3,000 万円以上のもの、昭和 59 年 10 月 1 日前の建設工事にあつては 1,500 万円以上のもの) 1 件ごとに記載すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

該当がない場合は不要

令和 3 年 11 月 1 日

「職名」は、申請者が個人事業主で支配人を置く場合はその職名を「支配人」と記入
主たる営業所以外の営業所を置く場合は、その営業所の代表者の職名を「〇〇支店長」、「〇〇営業所長」等と
記入

- ・建設業法施行令第3条に規定する使用人（支配人を含む）について記入してください。
- ・当該営業所に常勤する者であるため、他の営業所との兼務はできません。

○ 許可申請者 法人の役員等
本
法定代理人
等

申請者が法人の場合
の住所、生年月日等に関する調書

該当しないものを消す

常勤役員等の略歴書を作成した者については不要

住	所	さいたま市浦和区高砂3-15-1		
氏	名	鈴木二郎	生 年 月 日	昭和36 年 5 月 25 日生
役	名 等	取締役（常勤）		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		「賞罰」及び「賞罰の内容」については、建設業に係る行政処分及び行政罰、その他の賞罰について記入 該当がない場合は、空欄に「なし」と記入		
上記のとおり相違ありません。				
		令和 3 年 11 月 1 日	氏 名	鈴木二郎

記載要領

- 「法人の役員等
本
法定代理人
等」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

○ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

役員を兼ねている者については不要

住	所	川口市西青木2-13-1		
氏	名	木田三郎	生 年 月 日	昭和40 年 6 月 26 日生
営 業 所	名	戸田営業所		
職	名	戸田営業所長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		「賞罰」及び「賞罰の内容」については、建設業に係る行政処分及び行政罰、その他の賞罰について記入 該当がない場合は、空欄に「なし」と記入		
上記のとおり相違ありません。				
		令和 3 年 11 月 1 日	氏 名	木田三郎

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

申請者が個人の場合は不要

○ 株主（出資者）調書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
鈴木太郎	さいたま市浦和区高砂3-15-1	1,500株
鈴木二郎	さいたま市浦和区高砂3-15-1	1,000株
佐藤一郎	行田市長野943	1,000株
田中建設(有)	北本市東間3-143	500株
株数、出資の価額を両方記入するときは、株数を上段、出資の価額を下段に記入		

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

(注)

個人の株主（出資者）については、「役員等の一覧表（別紙一）」及び「許可申請者の住所・生年月日等に関する調査（様式第十二号）」への記入が必要となります。

○ 営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	平成21年1月1日	創業（鈴木組）
	平成22年1月1日	（有）スズキ建設を設立（資本金500万円）
	平成25年4月1日	戸田営業所を設置
	平成30年4月1日	××から△△へ本店移転
	令和 2年4月1日	（有）スズキ建設から（株）スズキ建設へ商号変更
	令和 4年4月1日	500万円から1,000万円へ資本金の変更

建設業の登録及び許可状況	年 月 日	登録や許可（更新を除く）を受けている場合に記入
	年 月 日	

賞罰	年 月 日	「賞罰」及び「賞罰の内容」については、建設業に係る行政処分及び行政罰、その他の賞罰について記入 該当がない場合は、空欄に「なし」と記入
----	-------	--

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

○ 所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
一般社団法人 埼玉〇〇業協会	平成21年4月1日

記載要領

該当がない場合は、空欄に「該当なし」と記入

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

○ 主 要 取 引 金 融 機 関 名

政 府 関 係 金 融 機 関	普 通 銀 行 長 期 信 用 銀 行	株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 信 用 金 庫 ・ 信 用 協 同 組 合	そ の 他 の 金 融 機 関
	〇〇銀行〇〇支店 △△銀行△△支店	〇〇信用金庫〇〇支店 △△信用金庫△△支店	

記載要領

- 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
（例 〇〇銀行〇〇支店）

○（法人）貸借対照表

（建設業法で定める様式で作成）

財 務 諸 表		貸 借 対 照 表	
（法 人 用）		令和 年 月 日 現在	
（会社名）		（会社名）	
様式十五号 貸 借 対 照 表 様式十六号 損 益 計 算 書 様式十七号 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 様式十七号の二 注 記 明 細 表 （様式十七号の三 附 属 明 細 表）		資 産 の 部	
事 業 年 度 〔 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 〕		千 円	
「消費税抜」、「消費税込」の別を記入		△	
（会社名）		「消費 税 抜」	
リース資産 その他 無形固定資産合計		Ⅰ 流 動 資 産 現金預金 受取手形 完成工事未収入金 有価証券 未成工事支出金 材料貯蔵品 短期貸付金 前払費用 その他 貸倒引当金 流動資産合計	
Ⅲ 繰 延 資 産 創立費 開業費 株式交付費 社債発行費 開発費 繰延資産合計 資産合計		Ⅱ 固 定 資 産 （1）有形固定資産 建物・構築物 減価償却累計額 機械・運搬具 減価償却累計額 工具器具・備品 減価償却累計額 土 地 リース資産 減価償却累計額 建設仮勘定 その他 減価償却累計額 有形固定資産合計 （2）無形固定資産 特許権 借地権 のれん	
負 債 の 部		純 資 産 の 部	
Ⅰ 流 動 負 債 支払手形 工事未払金 短期借入金 リース債務 未払金 未払費用 未払法人税等 未成工事受入金 預り金 前受収益 引当金 その他 流動負債合計		Ⅰ 株 主 資 本 （1）資本金 （2）新株式申込証拠金 （3）資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 資本剰余金合計 （4）利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 準備金 繰越利益剰余金 利益剰余金合計 （5）自己株式 （6）自己株式申込証拠金 株主資本合計 Ⅱ 評価・換算差額等 （1）その他有価証券評価差額金 （2）繰延ヘッジ損益 （3）土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 Ⅲ 新株予約権 純資産合計 負債純資産合計	
一致する		設定目的を付した科目名を記入	

・単位は千円。様式第十五・第十六・第十七は、会社法第2条第6号に規定する大会社（資本金の額が5億円以上、又は負債の合計額が200億円以上の株式会社）にあっては百万円単位をもって表示できます。この場合、「単位：千円」とあるのは「単位：百万円」として記入してください（切捨てのほか、四捨五入及び切上げを認める。）。

○ 損益計算書・完成工事原価報告書 ○ 株主資本等変動計算書 （建設業法で定める様式で作成）

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）									
損 益 計 算 書									
自 平成 年 月 日 日									
直前３年の各事業年度における 工事施工金額の合計と一致する (会社名)									
I 売 上 高 千円									
<u>完成工事高</u> 兼業事業売上高									
II 売 上 原 価 千円									
<u>完成工事原価</u> 兼業事業売上原価									
売上総利益（売上総損失）									
完成工事総利益（完成工事総損失）									
兼業事業総利益（兼業事業総損失）									
III 販売費及び一般管理費 千円									
役員報酬									
従業員給料手当									
退職金									
法定福利費									
福利厚生費									
修繕維持費									
事務用品費									
通信交通費									
動力用水光熱費									
調査研究費									
広告宣伝費									
貸倒引当金繰入額									
貸倒損失									
交際費									
寄付金									
地代家賃									

[illegible]

完成工事原価報告書									
自 令和 年 月 日		至 令和 年 月 日							
一致する		(会社名)							
		千円							
Ⅰ 材 料 費		臨時的な作業員（アルバイト）等の賃金							
Ⅱ 労 務 費		（うち労務外注費）							
Ⅲ 外 注 費		現場でかかった費用をすべて （工事実績がある場合は必ず）							
Ⅳ 経 費		（うち人件費）							
完成工事原価									

・現場で作業する常勤の社員・従業員の給料手当等を記入してください。使用人数（様式第4号）に記入した技術関係使用人の数に見合うだけの給料等が計上されていることが必要です（ただし、役員分は除く）。

・Ⅱ労務費及び損益計算書の「Ⅲ販売費及び一般管理費」の従業員給料手当とは区別して計上してください。

様式第七十七号（第四表、第十表、第十九条の四関係）

株主資本等変動計算書

令和何年何月何日
至令和何年何月何日
(会社名)

	株主資本				その他の資本				負債・純資産額等				千円
	資本金 剰余金 合計	資本準備金 利益準備金 合計	その他 資本準備金 合計	自己株式	資本金 剰余金 合計	資本準備金 利益準備金 合計	その他 資本準備金 合計	自己株式	負債 総額	純資産 総額	負債・純資産 合計	繰越前 合計	
当期末残高													
当期末変動額													
新株の発行													
剰余金の配当													
当期純利益													
非は株式の処分													
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)													
当期末残高													

設定目的を付した科目名を記入

貸借対照表の「純資産の部」と一致

記入上)

- 決算書等を参考に記入してください。
- 当てはまらない科目がありましたら、使わない科目・余白等を利用して書き込んでください。
- 千円単位をもって記入してください。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって記入しても構いません。その際には、単位の「千円」を「百万円」と直して記入してください。

財 務 諸 表

(法 人 用)

様式第15号	貸 借 対 照 表
様式第16号	損 益 計 算 書
	完成工事原価報告書
様式第17号	株主資本等変動計算書
様式第17号の2	注 記 表
(様式第17号の3	附 属 明 細 書)

事 業 年 度

[自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日]

↑
決算期を記入

(会社名)

↑
「消費税抜」、「消費税込」の別を記入

貸借対照表

令和 年 月 日 現在

(会社名)

資 産 の 部

I 流 動 資 産

千円

現金預金	19,138 ①
受取手形	2,130 ②
完成工事未収入金	2,246 ③
有価証券	1,202 ④
未成工事支出金	9,231 ⑤
材料貯蔵品	⑥
短期貸付金	⑦
前払費用	328 ⑧
その他	⑨
貸倒引当金	△ ⑩

流動資産合計 34,275 a

a=①～⑨の合計-⑩

II 固 定 資 産

(1)有形固定資産

建物・構築物	10,121 ①	③=①-②
減価償却累計額	△ 2,115 ②	8,006 ③
機械・運搬具	4,125 ④	⑥=④-⑤
減価償却累計額	△ 726 ⑤	3,399 ⑥
工具器具・備品	421 ⑦	⑨=⑦-⑧
減価償却累計額	△ 182 ⑧	239 ⑨
土 地		15,951 ⑩
リース資産		
減価償却累計額		
建設仮勘定		⑪
その他	301 ⑫	⑭=⑫-⑬
減価償却累計額	△ 103 ⑬	198 ⑭

有形固定資産計 27,793 b

b = ③ + ⑥ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑭

(2) 無形固定資産

特許権		①
借地権		②
のれん		③
リース資産		
その他		820 ④
無形固定資産計		820 c
c = ①～④の合計		

(3) 投資その他の資産

投資有価証券		①
関係会社株式・関係会社出資金		②
長期貸付金		③
破産更正債権等		④
長期前払費用		2,391 ⑤
繰延税金資産		⑥
その他		1,626 ⑦
貸倒引当金	△	⑧
投資その他の資産合計	d = ①～⑦の合計 - ⑧	4,017 d
固定資産合計		32,630 e
e = b + c + d		

Ⅲ 繰延資産

創立費		①
開業費		②
株式交付費		③
社債発行費		④
開発費		⑤
繰延資産合計	f = ①～⑤の合計	0 f
資産合計		66,905 g
g = a + e + f		

負債純資産合計と同じ
(g=x)

負 債 の 部

I 流 動 負 債

千円

支払手形	①
工事未払金	2,431 ②
短期借入金	16,518 ③
リース債務	④
未払金	3,162 ⑤
未払費用	312 ⑥
未払法人税等	⑦
未成工事受入金	10,231 ⑧
預り金	912 ⑨
前受収益	⑩
..... 引当金	⑪
その他	⑫
流動負債合計	33,566 h
	h = ①～⑫の合計

II 固 定 負 債

社債	①
長期借入金	②
リース債務	③
繰延税金負債	13,241 ④
..... 引当金	⑤
負ののれん	1,210 ⑥
その他	⑦
固定負債合計	i = ①～⑦の合計 14,451 i
負債合計	48,017 j
	j = h + i

純 資 産 の 部

千円

I 株 主 資 本

(1) 資本金	10,000	k
(2) 新株式申込証拠金	1	l
(3) 資本剰余金		
資本準備金	①	
その他資本剰余金	②	
資本剰余金合計	0	m
(4) 利益剰余金	m = ① + ②	
利益準備金	800	①
その他利益剰余金		
準備金	②	
積立金	③	
繰越利益剰余金	8,088	④
利益剰余金合計	8,888	n
(5) 自己株式	△	o
(6) 自己株式申込証拠金		p
株主資本合計	18,888	q
$q = k + l + m + n - o + p$		

II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金	r
(2) 繰延ヘッジ損益	s
(3) 土地再評価差額金	t
評価・換算差額等合計	0
	u
$u = r + s + t$	

III 新株予約権

純資産合計	18,888	w
負債純資産合計	66,905	x
$x = j + w$		

資産合計と同じ
($x = g$)

記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を
しん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万
円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として
記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に
属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産につい
てその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の
科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100
分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産
の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他
の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資
産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目
をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれ
ん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その
他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれ
ん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会
計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰
延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰
延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控
除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース
資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び
「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、
「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資

金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。

- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

損 益 計 算 書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名)

直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)の合計と一致する

I 売 上 高

千円

完成工事高

56,230 A

兼業事業売上高

16,291 B

72,521 C

C = A + B

II 売 上 原 価

千円

完成工事原価

30,676 D

兼業事業売上原価

9,156 E

39,832 F

売上総利益（売上総損失）

G = A - D

F = D + E

完成工事総利益（完成工事総損失）

25,554 G

兼業事業総利益（兼業事業総損失）

7,135 H

32,689 I

H = B - E

I = C - F

III 販売費及び一般管理費

千円

役員報酬

16,200 ①

従業員給料手当

3,600 ②

退職金

③

法定福利費

1,168 ④

福利厚生費

815 ⑤

修繕維持費

171 ⑥

事務用品費

82 ⑦

通信交通費

503 ⑧

動力用水光熱費

467 ⑨

調査研究費

⑩

広告宣伝費

423 ⑪

貸倒引当金繰入額

⑫

貸倒損失

⑬

交際費

1,502 ⑭

寄付金

⑮

地代家賃

1,506 ⑯

減価償却費	 ⑰	雑費に関する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の1／10を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて記入、雑費には計上しない
開発費償却	 ⑱	
租税公課	 1,821 ⑲	
保険料	 1,231 ⑳	
雑 費	 1,826 ㉑	
		J = ①～㉑の合計
営業利益（営業損失）		31,315 J
		1,374 K
		K = I - J
Ⅳ 営業外収益		
受取利息及び配当金	 131 ①	L = ①+②
その他	 568 ②	699 L
Ⅴ 営業外費用		
支払利息	 31 ①	M = ①～④の合計
貸倒引当金繰入額	 ②	
貸倒損失	 ③	
その他	 29 ④	
経常利益（経常損失）		60 M
		2,013 N
		N = K + L - M
Ⅵ 特別利益		
前期損益修正益	 24 ①	O = ①+②
その他	 ②	24 O
Ⅶ 特別損失		
前期損益修正損	 ①	P = ①+②
その他	 ②	P
税引前当期純利益（税引前当期純損失）		2,037 Q
法人税、住民税及び事業税	 70	R = ①±②
法人税等調整額		70 R
当期純利益（当期純損失）		1,967 S

記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。

なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。

- 6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。

ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。

- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

完成工事原価報告書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名)

千円

I 材料費

10,296 A

臨時的な作業員(アルバイト)等の賃金

II 労務費

2,950 B

(うち労務外注費)

III 外注費

8,212 C

現場でかかった費用をすべて記入
(工事实績がある場合は必ず計上)

IV 経費

9,218 D

(うち人件費

6,512)

完成工事原価

E 30,676

$E = A + B + C + D$

損益計算書の完成工事原価と同じ
($E = D$)

・現場で作業する常勤の社員・従業員の給料手当等を記入してください。使用人数(様式第4号)に記入した技術関係使用人の数に見合うだけの給料等が計上されている必要があります(ただし、役員分は除く)。
・IIの労務費及び損益計算書の「Ⅲ販売費及び一般管理費」の従業員給料手当とは区別して計上してください。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
(会社名)

千円

	株 主 資 本												評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株 予約権	純資産 合 計
	資本金	新株式 申込 証拠金			資 本 剰 余 金		利 益 金		剰 余 金			株主 資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差 額等計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準備 金	益		剰余金										
						積立金	その他利益剰余金	繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計									
当期首残高	5,000				800			6,121	6,921	△		11,921					11,921	
当期変動額																		
新株の発行	5,000											5,000					5,000	
剰余金の配当								△	△	△		△					△	
当期純利益								1,967	1,967			1,967					1,967	
自己株式の処分																		
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)																		
当期変動額合計	5,000							1,967	1,967			6,967					6,967	
当期末残高	10,000				800			8,088	8,888	△		18,888					18,888	

記載要領

1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

3 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。

ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。

5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することによって、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することによって、注記により開示することができる。

この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。

8 当期首残高については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 59 号に規定する適用又は同項第 64 号に規定する誤謬^{のちがひ}の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。

9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。

10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

- (1) 当期純利益又は当期純損失
- (2) 新株の発行又は自己株式の処分
- (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
- (4) 自己株式の取得
- (5) 自己株式の消却

- (6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少
- (7) 株主資本の計数の変動
 - ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
 - ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
 - ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - ④ 剰余金の内訳科目間の振替
- 11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
- 12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。
- 13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。
 - (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
 - (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法
- 企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。
- 14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- 15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
 - (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
 - (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法
- 16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 評価・換算差額等
 - ① その他有価証券評価差額金

その他有価証券の売却又は減損処理による増減

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

② 繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2) 新株予約権

新株予約権の発行

新株予約権の取得

新株予約権の行使

新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となる

その他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱いう。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

○ 注 記 表

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

(会社名)

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 該当なし
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法 棚卸資産は最終仕入原価法によっている。
 - (2) 固定資産の減価償却の方法 法人税法の規定による定率法によっている。
 - (3) 引当金の計上基準 該当なし
 - (4) 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上は工事完成基準によっている。
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 税抜方式によっている。
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項 該当なし
- 3 会計方針の変更 該当なし
- 4 表示方法の変更 該当なし
- 4-2 会計上の見積もり 該当なし
- 5 会計上の見積りの変更 該当なし
- 6 誤謬の訂正 該当なし
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ① 担保に供している資産の内容及びその金額 該当なし
 - ② 担保に係る債務の金額 該当なし
 - (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高	0千円
裏書手形譲渡高	0千円
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務 該当なし
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務 該当なし
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額 該当なし
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額 該当なし
- 8 損益計算書関係
 - (1) 工事進行基準による完成工事高 該当なし
 - (2) 売上高のうち関係会社に対する部分 該当なし
 - (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高 該当なし
 - (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額 該当なし
 - (5) 関係会社との営業取引以外の取引高 該当なし
 - (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。） 該当なし

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数 **普通株式 20,000株**
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数 **該当なし**
- (3) 剰余金の配当 **該当なし**
- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数 **該当なし**

10 税効果会計 **該当なし**

11 リースにより使用する固定資産 **該当なし**

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況 **該当なし**
- (2) 金融商品の時価等 **該当なし**

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況 **該当なし**
- (2) 賃貸等不動産の時価 **該当なし**

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針 **該当なし**

- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容 **該当なし**

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額 **記載省略**
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失 **記載省略**

16 重要な後発事象 **該当なし**

17 連結配当規制適用の有無 **該当なし**

17-2 収益認識関係 **該当なし**

18 その他 **該当なし**

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な 疑義を生じさせるような事 象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4－2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬 ^{びゅう} の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関 係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固 定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17－2 収益認識関係	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

- 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ

以下に掲げる要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との工事契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
 - ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの
- (5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
 - ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用

をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注 4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

注 4-2

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
- (2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額
- (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注 5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注 6 会社計算規則第 2 条第 3 項第 64 号に規定する誤謬^{びゅう}の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬^{びゅう}の内容
- ② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注 7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち

工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の内容を記載する。

注 8

- (1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注 9

- (3) 事業年度中に行つた剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公

正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注17-2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
なお、①から③に掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、記載を要しない。

注18 注1から注17-2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

○ 資本金が1億円を超える株式会社又は貸借対照表の負債の合計金額が200億円以上の株式会社が許可申請、事業(営業)年度終了報告をする場合は、財務諸表に加えて附属明細表(様式17号の3)も添付してください。

○ 上記に該当しなければ、提出する必要はありません。

様式第十七号の三 (第四条、第十条関係)

○ 附 属 明 細 表

令和 年 月 日現在

1 完成工事未収入金の詳細

(単位：千円)

相手先別内訳

相 手 先	金 額
	千円
計	

滞留状況

発 生 時	完成工事未収入金
当 期 計 上 分	千円
前期以前計上分	
計	

2 短期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

3 長期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					

5 関係会社有価証券明細表

(単位：千円)

株式	銘柄	一株の金額	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式数	取得価額	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式数	金額	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	
計													

社債	銘柄	期 首 残 高		当期増加額	当期減少額	期 末 残 高		摘 要
		取得価額	貸借対照表計上額			取得価額	貸借対照表計上額	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計								

その他の有価証券		期 首 残 高		当期増加額	当期減少額	期 末 残 高		摘 要
		取得価額	貸借対照表計上額			取得価額	貸借対照表計上額	
計								

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					

7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
	千円		
計			

8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					

9 関係会社借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					

10 保証債務明細表

相手先	金額
	千円
計	

記載要領

第1 一般的事項

- 1 「親会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める会社をいう。
- 2 「関連会社」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第19号に定める会社をいう。
- 3 「関係会社」とは、会社計算規則第2条第3項第23号に定める会社をいう。
- 4 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の4、5、6及び9の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。
- 5 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

第2 個別事項

1 完成工事未収入金の詳細

- (1) 別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 滞留状況については、当期計上分（1年未満）及び前期以前計上分（1年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

2 短期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

3 長期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

4 関係会社貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

- (2) 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 摘要の欄には、貸付の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。

5 関係会社有価証券明細表

- (1) 貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係（親会社、子会社等の関係）を摘要欄に記載すること。
- (3) 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。
- (4) 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表（以下単に「注記表」という。）の2により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
- (5) 当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
- (6) 一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の5を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額が100分の5を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。
- (7) 株式のうち、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

6 関係会社出資金明細表

- (1) 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 出資金額の重要なものについては、出資の条件（1口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件）を摘要欄に記載すること。
- (3) 本表に記載されている会社であって、第2の5の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

7 短期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。
- (2) 設備資金と運転資金に分けて記載すること。
- (3) 摘要の欄には、資金使途、借入の条件（担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率）等について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

8 長期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年以内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。
- (2) 契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年以内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。
- (3) 摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後3年間ににおける1年ごとの返済予定額を注記すること。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

9 関係会社借入金明細表

- (1) 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 短期借入金については、第2の7の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第2の8の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

10 保証債務明細表

- (1) 注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。

- (2) 注記表の 3 の (2)において、相手先及び相手先ごとの額が記載されている時は記載を省略することができる。
- (3) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別一括して記載することができる。

○（個人）貸借対照表 ○ 損益計算書

（建設業法で定める様式で作成）

財 務 諸 表

（個 人 用）

様式第18号 貸 借 対 照 表

様式第19号 損 益 計 算 書

事業年度 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

「消費税抜」、「消費税込」の別を記入

（商号又は名称） _____

「消費税抜」

様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

貸 借 対 照 表

令和 年 月 日 現在

商号又は名称 _____

資 産 の 部

I 流 動 資 産 千円 現金預金 _____ 受取手形 _____ 完成工事未収入金 _____ 有価証券 _____ 未成工事支出金 _____ 株権・商品 _____ その他 _____ 貸倒引当金 △ _____ 流動資産合計 _____	直前3年の各事業年度における 工事施工金額の合計と一致する II 固 定 資 産 建物・構築物 _____ 機械・運搬具 _____ 工具器具・備品 _____ 土地 _____ 建設仮勘定 _____ 破産更生債権等 _____ その他 _____ 固定資産合計 _____ 資産合計 _____
--	---

負 債 の 部

I 流 動 負 債 支払手形 _____ 工事未払金 _____ 短期借入金 _____ 未払金 _____ 未成工事受入金 _____ 預り金 _____ 引当金 _____ その他 _____ 流動負債合計 _____	II 固 定 負 債 長期借入金 _____ その他 _____ 固定負債合計 _____ 負債合計 _____
--	---

純 資 産 の 部

期首資本金 _____ 事業主借勘定 _____ 事業主貸勘定 _____ 事業主利益 _____ 純資産合計 △ _____ 負債純資産合計 _____	一致する
--	-------------

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

「消費税抜」

様式第十九号（第四条、第十条関係、第十九条の四関係）

損 益 計 算 書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

（商号又は名称） _____

千円

I 完 成 工 事 高 _____ II 完 成 工 事 原 価 材料費 _____ 労務費 _____ （うち労務外注費 _____） 外注費 _____ 経 費 _____ 完成工事総利益（完成工事総損失） _____	III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 従業員給料手当 _____ 退職金 _____ 法定福利費 _____ 福利厚生費 _____ 維持修繕費 _____ 事務用品費 _____ 通信交通費 _____ 動力用水光熱費 _____ 広告宣伝費 _____ 交際費 _____ 寄付金 _____ 地代家賃 _____ 減価償却費 _____ 租税公課 _____ 保険料 _____ 雑 費 _____ 営業利益（営業損失） _____
IV 営 業 外 取 益 受取利息及び配当金 _____ その他 _____	V 営 業 外 費 用 支払利息 _____ その他 _____

事業主利益（事業主損失） _____

一致する

- 確定申告書等を参考に記入してください。
- 当てはまらない科目がありましたら、使わない科目・余白等を利用して書き込んでください。
- 千円単位をもって記入してください。

財 務 諸 表

(個 人 用)

様式第18号 貸 借 対 照 表

様式第19号 損 益 計 算 書

令和 年 月 日

(商号又は名称)

「消費税抜」、「消費税込」の別を記入

様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

貸借対照表

令和 年 月 日 現在

(商号又は名称)

資 産 の 部

I 流 動 資 産

千円

現金預金	5,681 ①
受取手形	②
完成工事未収入金	2,367 ③
有価証券	1,920 ④
未成工事支出金	3,182 ⑤
材料貯蔵品	⑥
その他	⑦
貸倒引当金	△ ⑧
流動資産合計	13,150 a

a = ①～⑦の合計－⑧

II 固 定 資 産

建物・構築物	①
機械・運搬具	8,126 ②
工具器具・備品	3,211 ③
土 地	518 ④
建設仮勘定	⑤
破産更生債権等	⑥
その他	1,260 ⑦
固定資産計	b = ①～⑦の合計 13,115 b
資産合計	26,265 c

c = a + b

負債純資産合計と同じ
(c = 次ページのh)

負 債 の 部

I 流 動 負 債

千円

支払手形	1, 158 ①
工事未払金	2, 161 ②
短期借入金	③
未払金	④
未成工事受入金	3, 124 ⑤
預り金	⑥
引当金	⑦
その他	⑧
流動負債合計	6, 443 d
	d = ①～⑧の合計

II 固 定 負 債

長期借入金	①
その他	②
固定負債合計	e = ① + ② e
負債合計	6, 443 f
	f = d + e

純 資 産 の 部

期首資本金	12, 316 ①
事業主借勘定	5, 218 ②
事業主貸勘定	△ 4, 623 ③
事業主利益	6, 911 ④
純資産合計	g = ① + ② - ③ + ④ 19, 822 g
負債純資産合計	26, 265 h
	h = f + g

前年度の純資産合計と一致する

損益計算書の事業主利益と同じ (④ = H)

資産合計と同じ
(h = 前ページのc)

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
 - 期首資本金——前期末の資本合計
 - 事業主借勘定——事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
 - 事業主貸勘定——事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
 - 事業主利益（事業主損失）——損益計算書の事業主利益（事業主損失）
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
 - ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

様式第十九号（第四条、第十条関係）

損 益 計 算 書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(商号又は名称)

直前3の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）の合計と同じ

千円

I 完成工事高

56,230 A

II 完成工事原価

材料費

16,231 ①

労務費

5,186 ②

(うち労務外注費

10,321 ③

外注費

9,218 ④

経 費

40,956 B

B=①～④の合計

完成工事総利益（完成工事総損失）

15,274 C

C = A - B

III 販売費及び一般管理費

従業員給料手当

事務職員分 3,600 ①

退職金

②

法定福利費

640 ③

福利厚生費

517 ④

維持修繕費

278 ⑤

事務用品費

212 ⑥

通信交通費

312 ⑦

動力用水光熱費

85 ⑧

広告宣伝費

815 ⑨

交際費

⑩

寄付金

⑪

地代家賃

1,260 ⑫

減価償却費

⑬

租税公課

201 ⑭

保険料

361 ⑮

雑 費

111 ⑯

D=①～⑯の合計

8,392 D

営業利益（営業損失）

6,882 E

E = C - D

「雑費に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の1/10を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて記入、雑費には計上しない

千円

Ⅳ 営業外収益

受取利息配当金

210 ①

その他

②

210 F

$F = ① + ②$

Ⅴ 営業外費用

支払利息

181 ①

その他

②

$G = ① + ②$

181 G

事業主利益（事業主損失）

6,911 H

$H = E + F - G$

貸借対照表の事業主利益と同じ（H＝純資産の部④）

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 「事業主利益(事業主損失)」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の 10 分の 1 を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の 10 分の 1 を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領 6 は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

○ 役員等氏名一覧表

申請者（変更届出者） _____

許可番号 埼玉県知事許可（般・特_____）第 _____ 号

※ 氏名及びフリガナを記入して、該当する文字等を「○」で囲んでください。

役員等の氏名・性別		生年月日		役員等の氏名・性別		生年月日	
フリガナ		M T S H	年 月 日	フリガナ		M T S H	年 月 日
	男 女				男 女		
フリガナ		M T S H	年 月 日	フリガナ		M T S H	年 月 日
	男 女				男 女		
フリガナ		M T S H	年 月 日	フリガナ		M T S H	年 月 日
	男 女				男 女		
フリガナ		M T S H	年 月 日	フリガナ		M T S H	年 月 日
	男 女				男 女		
フリガナ		M T S H	年 月 日	フリガナ		M T S H	年 月 日
	男 女				男 女		
フリガナ		M T S H	年 月 日	フリガナ		M T S H	年 月 日
	男 女				男 女		
フリガナ		M T S H	年 月 日	フリガナ		M T S H	年 月 日
	男 女				男 女		
フリガナ		M T S H	年 月 日	フリガナ		M T S H	年 月 日
	男 女				男 女		
フリガナ		M T S H	年 月 日	フリガナ		M T S H	年 月 日
	男 女				男 女		

（注）

- 1 法人による申請（新規・更新・業種追加）の場合は、役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）及び建設業法施行令第3条規定する使用人、全員について記入してください。
- 2 個人事業主による申請（新規・更新・業種追加）の場合は、個人事業主、支配人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人、全員について記入してください。
- 3 変更届出の場合は、新任の者のみ記入してください。

建設管理課 取扱担当者 確認印	
-----------------------	--